

浄化槽法定検査センターの新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

当県においても改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました（令和2年4月17日(金)から5月6日(水)まで）。

浄化槽は、電気・ガス・水道・下水道と同様の生活インフラとして、県民の生活環境の保全や公衆衛生の確保の為に適切な維持管理が必要であることから、当センターの法定検査は感染拡大予防策を徹底した上で、通常通り実施させていただきます。

検査の実施にあたっては、検査員はマスクを着用して訪問し、原則インターフォン越し、または玄関の手前でお話しさせていただきます。

また、一施設ごとに手指の消毒を行い、衛生面には万全を期して検査を行いますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。